論 文

# 日比国際児と日本社会

# 上 原 陽 子\*

## はじめに

JFCとは「Japanese-Filipino Children」の略であり、「日比混血児」「日比国際児」のことである。大多数は日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれた子どものことで、特に1980年代に、主に興行ビザで日本に入国し就労するフィリピン人女性から生まれたものが多いと言われている「浜田・もりき・大枝 2001:38]。

なお、本稿では日本人の父親とフィリピン人の母親との間に出生した子どもを対象とし、1980年代に始まった、東北地方におけるフィリピン人農村花嫁<sup>(1)</sup> と日本人の間の子どもたちは対象としない。

JFCの多くはフィリピンで母子家庭、または母親の家族と生活を共にしている。日本人父親から認知をされないことで日本国籍もなく、アイデンティティーも喪失し、経済的困窮の中で生きている。母親も日本へ再度の出稼ぎに出かけるケースも多く、また日本入国後、他の日本人と再婚することもあり、両親に捨てられたという小の傷を負っている。

このテーマに関する文献は、余り見つけることができない。かなりの数のJFCの存在が推定

されるのにもかかわらず、社会問題化しない理 由は、個人の問題であるとの理由のほか、正確 な人数の把握が出来ていないためである。ま た. 問題の舞台がはるか海の向こうであり. 日 常において彼ら彼女らを日本社会で目にするこ とが無いからである。さらに、問題化すると、 外国人単純労働者は受け入れないと表向きでは 言いながらも、実はバックドアから入国させて いる日本の出入国管理及び難民認定法(以下 「入管法」とする。) の曖昧さが露呈してしまう からではないか。近藤敦は、日本は「移民国家 | ではないという自己決定のもとに体系的な移民 政策を持たず、場当たり的な在留資格の見直し により、抜け穴的に労働に従事している人々の 人権侵害が多いと指摘する「近藤 2011: 4.6]。 日本側の不都合により取り上げないことが、事 態を深刻化させていると考えられる。JFCに対 する重大な人権問題である。

城忠彰はJFC問題を考えるにあたっての基本的な視点として、①国際結婚のなかでも、JFCの出生は、他の国際児とは桁違いであるという特異点。②子どもの認知を渋ったり、養育責任を放棄しているケースが問題の核心を占める日本人父親の身勝手さ。③国際児の窮状に対する

支援は、こどもの成長を考えると極めて緊急性 がある。④法的および行政的な救済手段が必 要、としている[城 1999: 58-59]。

日本人男性とフィリピン人女性の間に生まれ、親も国も選ぶことが出来ずに生まれた日比 国際児の生活を改善する可能性を考察する。

# 第1章 JFC問題の背景

#### 第1節 フィリピン政府による政策

マルコス時代の1975年から1986年より,フィリピン政府は①国際収支の赤字を埋めるための外貨の獲得,②高い失業率,に対応する二つの目的のもと大規模な海外出稼ぎ政策を進めている。1978年,当初マルコスは一時的な施策としていたが,1980年代に出稼ぎ労働は急増した。1986年にコラソン・アキノ政権に交代し体制は民主化したが,政情不安や災害が続き,経済低迷は続き出稼ぎは増え続けた。その後の1988年だけで47万1,030人の労働力が合法的に海外で就労している。政権が交代しても,国内の雇用機会は増えず,経済持続,失業問題緩和,そして巨額の債務を支払うために出稼ぎ政策は維持されている[バティスセンター 1998: 184-185;小ヶ谷 2003: 325]。

フィリピンは2012年の国内総生産(GDP)成長率が6.8%,2013年1月-3月のGDP成長率は7.8%となり、中国を超え、アジア主要国で一番の伸びを記録した。一般に経済発展すると、国内に雇用が生まれ、海外出稼ぎは減る。ところが、2010年に成立したベニグノ・アキノ政権下でも、フィリピン人の出稼ぎは毎年増え続けている。海外雇用庁によると、2013年8月現在1,000万人以上が計200カ国・地域以上で暮らす。人口の1割以上、労働人口の4分の1に

もあたる。海外からの送金も年々増え、昨年は 214億ドルとGDPの1割を超す。

政府は海外就労者保護を目的に1995年,移住 労働者法を制定したが、出稼ぎそのものを廃止 しようとしたことはなかった。

フィリピン人出稼ぎの特徴は女性が全体の 55%を占め、既婚者が半数に及ぶことである。 父母がいない子どもの教育問題や家庭崩壊、海 外での虐待など、さまざまな弊害が指摘されて きている。

フィリピン全体の家庭の3-4割は海外送金に依存して暮らしているとされる。送金は貯蓄や投資に向かわず、消費に向かう。GDPの7割は個人消費され、好況も送金の伸びに支えられている[朝日新聞2013.8.20朝刊]。

## 第2節 フィリピン女性日本入国者数と興行ビザ

日本において、法務省入国管理局資料によるとフィリピン国籍の外国人登録者数は、2006年末総数193,488人のうち男性41,178人、女性152,310人、2010年末総数210,181人のうち男性46,216人、女性163,965人、2011年末総数209,376人のうち男性46,146人、女性163,230人と、15歳以上全年齢にわたり極端に女性が多い[法務省入国管理局HP 2013.12.16現在]。

外国人が日本に入国し活動するためには、入管法の規定により、在留資格<sup>(2)</sup> が必要となる。それぞれに活動できる内容が定められている。在留期間は資格ごとに法務省令で定められており、この在留期間が終了したにもかかわらず、更新することなく在留を続けた場合は、通常「超過滞在」となる[北村・田村 2010: 124; 山田・黒木 2010: 289-292]。

法務省入国管理局資料の『国籍(出身地)別

在留資格(在留目的)別外国人登録者』で詳細を見ると、フィリピン国籍で興行ビザにより入国したものは、2006年14,149人、2008年9,199人、2010年6,319人、2011年4,188人、日本人の配偶者として入国したものは、2006年49,195人、2008年49,980人、2010年41,255人、2011年38,249人となっている[法務省入国管理局HP 2013.12.16現在]。

1980年代半ばから、多数のフィリピン人女性が来日し、ダンサー・歌手として働いた。フィリピン政府は女性たちを海外芸能アーティスト(Overseas Performing Artist = OPA)と呼んだが、多くは夜にクラブやパブでホステスして就労させられた。日本の入管法で定める諸資格による外国人入国に関して審査基準を定めた法務省令第16号(1990年5月24日制定)に反し、女性たちは店からその接客行為を強制され、法令上の資格と就労の実態はかけ離れていた。

法務省令の厳格化<sup>(3)</sup>で、興行による入国は減少したが、直ぐには日比国際結婚の減少にはつながらず、逆に2005年日比国際結婚は増加した。増加の背景として、フィリピン人女性と日本人男性の偽装結婚が推察される。この当時、やはり偽装結婚は増加したと伝えられ、日本で就労中のフィリピン・エンターティナーは将来の夫にお金を払い、フィリピンで名目上結婚し、日本にもどり、働いたと報じられた[佐竹2011: 175-178; NHK 2006.8.21]。

# 第3節 日本における日比国際結婚・離婚と出 生数

近年,日本人とフィリピン人の国際結婚・離婚が増えている。厚生労働省の人口動態統計年報主要統計表平成23年(2011年)12月1日付「夫

妻の国籍別にみた婚姻件数の年次推移」は、夫日本と妻フィリピンの結婚は、調査開始の1995年7,188人、2000年7,519人であったが、2005年3月法務省令改正後に10,242人に急増、2008年7,290人、2009年5,755人、2010年5,212人となっている。

一方,「夫妻の国籍別にみた離婚件数の年次推移」における夫日本・妻フィリピンは,1995年1,456人,2000年2,816人,2005年3,485人,2008年4,782人,2009年4,714人,2010年4,630人である [厚生労働省 HP 2013.12.5 現在]。各年婚姻数の半分以上の離婚数は,入国のための偽装結婚も考えられる。2008年以降は特に顕著で,2009年,2010年はその年の婚姻数の80%以上の離婚数である。

「父母の国籍別にみた出生数の年次推移」における父日本と母フィリピンは、1995年5,488人、2000年4,705人、2005年4,441人、2008年4,623人、2009年3,815人、2010年3,364人と毎年4,000人前後が生まれている。1995年生まれは2013年に満18歳になる。国民の85%がカトリック信者のフィリピンでは、子どもを中絶できない。もちろん実際は行われているが、値段が高く、貧しい人々は出産せざるを得なくなる[軍司1991:118]。

第4節 フィリピンにおけるJFCの低い生活水準 島嶼国家であるフィリピンで、情報の行き とどかない地方在住のJFC支援のため、1994年 に結成された日本のNGO「JFCネットワーク」 の現地事務所「マリガヤハウス」は1998年に 「全国調査活動」を行った。

この調査の結果、ダバオ・セブのJFC母子の 生活水準は、雇用の機会のあるマニラ近郊の JFCに比べ生活水準が低いことが判明した。母親が出稼ぎに行っているので、祖父母・兄弟姉妹などの親戚又は母親の友人に預けられ、育てられているJFCもかなりいた。これらのケースの場合、母親と一緒に暮らしているJFCと比較して、かなり生活水準が低いと思われる。出稼ぎしている母親の中には送金している者も若干いたが、殆どはJFCや家族を捨て、他の日本人男性や、フィリピン人男性などとの間にできた子どもたちと共に暮らしているようである。

残されたJFCの中には、年老いて仕事もない 祖母に育てられ、学校へ通うことも出来ない子 どもが多く、物乞いをしているという子どもも いた[伊藤 1998: 55-58]。

このような環境では日本語能力を身につけていない者もおり、たとえ成長してから日本へ行ったとしても、日本国内で自立して生活を営むのは困難である。国の政策、そしてグローバル化による人の移動により生まれることになったJFCの生活改善の可能性を、問題の原因分析から考察する。

## 第2章 JFC問題と原因分析

#### 第1節 JFCの現状

フィリピンにいる母子を捨てるのはいとも簡単である。送金しない、フィリピンに行かない、電話連絡もしないことで十分である。なぜなら、母子は海の向こうにいて、父親の呼び寄せがない限り、母子はビザの壁があり来日は不可能であるからである「松井 1998: 28]。

2007年8月-10月、フィリピン外務省や在日マニラ日本大使館などの協力により、フィリピン民間市民団体(以下「NGO」とする。)の IFC支援センター・DAWNがフィリピン国内 14地区において実態調査を実施した結果, 1,313 名のJFC (1,094名のフィリピン人母)が確認・登録された(ただし,本件は,戸籍謄本,住民票,出生届,婚姻届,父親からの手紙など書面で日本人父との親子関係が証明できるもののみ対象)。

また、在外フィリピン人委員会(フィリピン大統領府外郭団体)の資料によれば、1989年から2006年までで、計94,792名のフィリピン人が日本人と結婚、その99%は日本人男性とフィリピン女性であった。

前述の、日本法務省の統計による日本に新たに 入国したフィリピン人、外国人登録者数(累計)、 同厚生労働省の2011年人口動態統計(1995-2010 年)による日比間の結婚・離婚・子ども数(日 本において出生届がなされた者)の推移は資 料を参照すると、実際のJFCの数は、2007年に フィリピンで登録された数よりもはるかに多い 可能性が高い[橋本 2009.12.12移民政策学会資 料]。このようなJFCの中には、いずれの国に おいても出生登録されていない無国籍児が存在 する。

では、それぞれの国で国籍がないとどのような不利が生じるか。日本国籍を有しながらフィリピンに生活しつつフィリピン国籍を取得していない場合は、フィリピンにおける「外国人」となってしまい、外国人基本料・登録料を支払う必要があるうえに、移民局からさまざまな制限を受けてしまう[武田 2005:193]。逆に、日本における超過滞在者が発覚をおそれて出生届出さない場合、その子どもは日本国籍がないため教育・医療・社会保障など行政サービスを受けられない、などの問題が起きる。

#### 第2節 日本の国籍法から

#### 第1項 国籍留保届と無国籍児の増加

現代の国際社会では、人は自分の属する国の 「国籍」を持つことにより、その国の国民とし ての権利や義務の主体となる。そう理解するな らば、どこの国にも属さない無国籍児は、国民 として当然得られるべき権利を行使できない。

では、どういう場合に子どもは無国籍となってしまうのだろう。日本の国籍法は血統主義の原則を採り、国籍取得の要件を次のように定めている「法務省HP 2013.11.29現在」。

出生による国籍取得(国籍法第2条) 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 1 出生のときに父又は母が日本国民であるとき
- 2 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき
- 3 日本で生まれた場合において、父母がとも に知れないとき、または国籍を有しないとき

日本の国籍法(第2条1号)とフィリピンの 国籍法によれば、フィリピンで日本人夫とフィリピン人妻の間に生まれた子どもはいずれの国籍をも取得可能である(父母両系主義)。しかし、日本の国籍法は二重国籍を認めていないため、外国で生まれた子どもは、出生の日から3ヵ月以内に日本の国籍を留保する旨、出生届とともに戸籍に届けておかないと出生に遡って日本国籍を失う(国籍法第12条、戸籍法第49条、同104条)と規定している。

一方で、日本で生まれた二重国籍の子どもは、満22歳になるまでにいずれかの国籍を選択すればよい(国籍法第14条)。

子どもが本来持っているアイデンティティー

である国籍が、手続きをしなかっただけで奪われてしまうのであろうか。両親や国を自ら選択することが出来ず、出生した子どもに対して生涯にわたる差別を設ける正当性はない。

日本外務省資料によると、フィリピン共和国 面積は299,404平方キロメートル(日本の約8割)、7,109の島々がある。公用語はフィリピノ 語及び英語、そして80前後の言語がある[外務 省HP 2013.12.8現在]。

大使館のあるマニラより遠く離れ、7,000を超 える島々に帰り出産、育児に追われるフィリピ ン女性が、一般的ではないこの「国籍留保届」 を提出しないと子どもが日本国籍を失うことを どれだけの人が認識しているであろうか。まし て. フィリピンには各都市に在フィリピン日本 領事館はなく. 大使館の領事班があるのみであ る「在フィリピン日本大使館HP 2013.12.8現 在]。このような生活環境で、僅か3ヵ月の短 期間に届出を出せなかったら、その子どもの一 生に関わる「日本国籍喪失」に繋がるとは余り にも納得がいかない。しかし、大使館側にとっ ても, この制度の情報提供をするにも, 無数の 島々に住み、多言語国家の国民にいかにしてな じみのない日本の国籍留保制度を理解してもら えるかの方法も容易ではないであろう。しか し. 一般的制度ではないからこそ. 日本政府は 知識啓発の機会を作らなくてはいけない。

もっとも、国籍法第17条1項は、国籍留保しなかった子どもが、未成年の間に日本に住所を有するに至った場合には、国籍再取得を認めている。しかし、JFCが日本人父親を捜すため短期ビザで来日しても、「日本に住所を有するとき」という要件を満たすことはできない。また捜しあてた父親が受け入れてくれなければ、長

期ビザを取得できない。いったん、国籍を失ったJFCは日本に住所を有すること自体が困難なのである。奥田は、「国籍留保期間を成年に達する20歳まで」とするよう、国籍法および戸籍法を改正すべきであるとしている [奥田 1997:52]。

#### 第2項 認知による国籍取得

子どもの国籍取得も胎児認知だけでなく生後 認知でも可能となった。

認知された子の国籍取得(国籍法第3条1項)

父又は母が認知した子で20歳未満のもの(日本国民であった者を除く)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が元に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届けることによって、日本の国籍を取得することができる。

また、2008年12月国籍法第3条1項の「父母の婚姻」を国籍取得要件にしているのは憲法第14条1項<sup>(4)</sup>に違反するとし改正され、婚姻要件は削除された。

しかし、父親が認知しなければ、日本の国籍は与えられない。このことは在留すら出来ないことを意味する。日本国籍を取得できなかった日本人の子どもは、出生後30日以内に「日本人の配偶者(日本人の子どもを含む)」という在留資格を申請することになる(入管法第22条の2第1項及び第2項)。経済的に豊かな日本での就学・生活をさせたいと日本国籍取得するため、「捨て子」にする危惧もある(1991年出生:アンドレ事件(5))

#### 第3節 日本の入管法から

日本政府は社会、経済、文化などあらゆるところで国際化を進めようとしている。しかし、単なる「労働」での入国はいまだ不可能である。それゆえ、フィリピン人女性の多くは家族の生活を支えるため、短期間で比較的高収入を得られる日本での就労を希望し、「興行」ビザという事実上、性風俗産業に特化した形で入国してくる。さらにその上、ブローカーやパブの経営者が、興行ビザ発給の前提である入管当局の設定した就労条件に反し、女性たちを低賃金で、法的には禁じられているホステスの業務に従事させている「松井 1998: 48-49」。

世界的に考えても、雇用のあるところに人は動く。まして同じ仕事で自国の何倍もの収入を得られるとするならば、その傾向はさらに強くなる。筆者がシンガポールでインタビューしたところ、日本、シンガポール両国でフィリピン人女性の家事手伝い者を雇用している日本人の話では、シンガポールの一人当たりのGDPは日本と比べて高い<sup>66</sup>。にもかかわらず、日本でのフィリピン人女性の労働収入は、同じシンガポールでの家事手伝いの仕事で5-6倍得ることができる<sup>(7)</sup>。

一人当たりのGDPと収入が日本とシンガポールと逆転している理由を、筆者はインタビューの内容から次のように考える。シンガポールは、「労働」ビザを認めている。雇用者は、雇用前に予めMinistry of Manpowerによる講習を受ける義務があり、契約内容、被雇用者の医療費負担などを確認しなければならない。家事手伝い者の雇用は、政府の管理下にあり賃金も適正なものであると考える。一方、日本では「労働」は認可されておらず、個人的な紹介

で定住許可のあるフィリピン人を雇用する。日本において需要は多いのにもかかわらず,日本人の家事労働者賃金は高く,定住許可のあるフィリピン人の方がそれでも安く雇用できる。このような状況下にあって,日本で他国と比べて格段の高収入が得られるのであれば,興行ビザによる入国減少の蔭でも,様々な方法を使って入国して来るであろう。

軍司貞則は、強制送還されたフィリピン人女性が再入国する手口として、①船などで密入国、②偽装結婚、③偽造パスポート、④偽名による入国、⑤「紛失」としたとしてのパスポートの再発行、⑥日本国内の比較的入国審査がゆるやかな入管を選ぶ、などの方法をあげている「軍司 1991: 278」。

日本へ入国することは偽造パスポート、密入 国などの上記の方法もあるであろう。しかし、 入国しても正規の労働は出来ない。ここに悪徳 ブローカーなどの存在を許し、入国希望者は危 険にさらされる。正規の資格としての「労働」 ビザの検討は重要な課題である。

## 第3章 JFC問題解決の分析

#### 第1節 子どもの権利条約からの視点

2013年10月現在,世界193カ国の国・地域が締結している「子どもの権利条約」(1989年11月,第44回国連総会採択)では,全ての子どもに「生きる権利,名前・国籍を得る権利,親を知り養育される権利,親から分離されない権利,外国にいる親に会う権利,教育を受ける権利」等が保障されている。1994年4月に日本政府は批准している。しかし,JFCはこれらの多くの権利を奪われている。日本は、それらを回復するために、彼らが生きていける方策づくり

の責任がある。そして、これらの子どもたちの 人権を踏みにじっている日本の男性、日本の社 会の在り方を問うことが必要なのである[松井 1998: 54-55; 現代憲法教育研究会 2010: 85]。

子どもの権利条約の基本的意義は、各国政府に対して、批准を前提として、子どもの権利の総合的な保障を義務付けたところにある。1959年の「国連・子どもの権利宣言」に示された法的保障の原則(第2条)および1966年の国際人権規約B規約(市民的および政治的権利に関する国際規約)に示された子どもの権利条項(第24条)の精神を発展させたものである[喜多2004: 253-254]。

第一部では、子どもを「18歳未満のすべての者」(第1条)としたうえで、「差別の禁止」(第2条)、「子どもの最善の利益」(第3条)、「締結国の条約実施義務」(第4条)、「権利行使主体としての子どもへの親の指導」(第5条)などの基本原則を定め、かつ、具体的な子どもの権利の内容が掲げられている。条約では、「生命・生存・発達の確保」(第6条)、「名前・国籍の取得権」(第7条)に加えて、生存・発達・保護・参加の理念および「特に困難な状況下の子どもの権利」に類型化されうる子どもの権利を広く謳っている。

締結国はその管轄下にある外国人の子どもに対し、どの国籍をもっているか、また無国籍であるかを問わず、さらに在留資格の有無や資格の内容にいっさい関係なく、条約所定の権利を保障しなければならない。

具体的には、まず出生の登録や国籍の取得の 権利をもち、父母を知りかつその父母によって 養育される権利を持つことが明確にされている (第7条)。したがって、JFCが婚外子として生 まれたり、母親の方が日本人である場合のように、そのおかれている状況のいかんによらず、わが国において出生届が受理され、また無国籍となる事態を回避する施策がとれ、さらに父母のいずれかが不明である場合には、認知のような父親探しを含めて親の確認がなされるよう日本政府に要求できる。政府は国内法および国際法に基づき、これらの権利を実現する義務を負うことになるのである。

また. 子どもを父母から分離することが原則 的に禁止され、分離されているときにはその親 との定期的な接触を維持する権利が尊重され. 必要な情報も提供されるものと規定されている (第9条)。このような家族の再統合を目的とし て、IFCまたはその父母が日本への入国や日本 からの出国を申請したときは、日本政府は積極 的・人道的・迅速な方法で対処しなければなら ないことになっている。しかし本条約の批准に 際し、日本政府は、子どもの親からの分離を禁 止する第9条1項の規定は入管法に基づく退去 強制の結果としての分離には適用しない。積極 的・人道的・迅速な方法で申請業務を遂行すべ きとの第10条1項の規定は申請の結果に影響を 与えるものではない、という趣旨の二つの解釈 宣言を行っている [城 1999: 71-72; 浜田 1998: 120-125; 奥脇・小寺 2013: 340-341]。

また、日本政府は条約第37条 (c) の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない

権利を留保している「奥脇・小寺 2013:346]。

一方,日本政府は、1990年に国連総会で採択された「全ての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」[バティスセンター 1998:193;渡戸 2004:142-143]の第29条には、「移住労働者の子どもは、氏名、誕生の登録、国籍に対する権利を有する」とあるが、2010年9月現在でも署名も批准も行っていない。国際児の最善の利益を尊重すべく、早急に条約の完全実施を図るべきだと思われる。

# 第2節 日本政府の対応 第1項 国籍法の検討

フィリピンに住むJFCの母子にとって、国籍留保制度の期間延長がまず必要と思われる。一般的な制度ではないので知識不足の上、在フィリピン大使館より離れた島に住むフィリピン人女性にとって、届出は容易ではない。フィリピンの出生届には期限はないので、日本国籍留保届の期限が3ヵ月以内との認識が無い。知識啓発とフィリピンで出生届出した場合、自動的に日本にも同時に届けが済むようなシステムが必要ではないか。

また、認知されて戸籍に載らない限り、相続問題が起きた時にも相続の対象とならない。国籍がなければ、国からも保護もされないのである。

では、国籍取得のための、血統主義から生地 主義へ、または重国籍制度への検討はどうであ ろうか。

山内敏弘は、日本国憲法第10条は「日本国民 たる要件は、法律でこれを定める」と規定する だけで、憲法自体は重国籍を否認したり、血統 主義採用を述べてはいない。それは立法政策に 委ねられており、それゆえ重国籍制度、生地主 義制度を採用しても憲法違反になることはない。むしろ今日の国際化時代において、憲法の国際協調主義と人権尊重主義により適していると述べている「山内 2003: 240」。

柏崎千佳子は、社会統合政策の一環としての 国籍政策という視点が不可欠である。生地主義 的要素を拡大する。日本社会との結びつきが強 い人が日本国籍を取得しやすくするためにも、 重国籍を可能な限り容認することが望ましい。 日本国籍を持つ人々の文化的・民族的多様性を 公的に認知し、これを積極的に評価するような 施策がともなってはじめて、国籍制度の改革が 意義あるものとなるとしている。積極的な生地 主義とり入れを唱えている [柏崎 2002: 213]。

近藤敦も、国籍唯一の原則は、無国籍防止の側面のみ重要となり、重国籍の防止の側面は欧米諸国では問題とならなくなりつつある。アメリカのような無条件の生地主義国にかぎらず、イギリス、フランス、オランダなど世界各国でも重国籍に寛容な国が近年増えている。ドイツ、オーストラリア、ルクセンブルグのような少数の重国籍に不寛容な国においても、国際結婚で生まれた二重国籍の子どもには、国籍の選択義務を課していない。そのことから、日本も重国籍に寛容な国籍法を導くべきとしている「近藤 2002: 34-35]。

このように、山内、柏崎、近藤も、それぞれ 国籍の出生地主義をとり入れた重国籍を認める 賛成説である。

しかし、2008年12月5日、父母の婚姻を国籍 要件から外し、日本人の親に認知されることだけを要件とした改正時に、国籍法第20条で偽装 認知に1年以下の懲役または20万円以下の罰金 を課すことを骨子とする国籍法改正案が自公内 閣から提出された。この法案は衆議院では全会 一致で可決し、参議院でも賛成多数で可決し成 立、2009年1月1日施行された。これではまだ 国内では、国籍の血統主義を主張する考えが根 強いと推定される。

グローバル化が進み、外国人が長期生活者と なる時代であれば、生地主義あるいは重国籍制 度の検討も視野に入れるべきであろう。

### 第2項 入管法の検討

JFCの母親たちの願いは、「子どもと一緒に日本で自立して暮らしたい」との思いである[中島 2013: 189]。特に専門技術のない彼女たちは、多くの場合、他の国に就労に出かけているように、「ヘルパー(家事手伝い)」、「ベビーシッター」などの単純労働や、資格を取っての「看護師・介護福祉士」であろう。確かに、現代の日本女性は、結婚した後も社会で活躍している。彼女たちの家事サポートには大きな需要があると思われる。

日本に多数の外国人労働者が存在する現実 に,「労働」ビザによる彼らの受け入れのため の入管法改正も検討してみる。

外国人労働者受け入れ賛成説の岡田節子と呉 栽喜は、日本政府の外国人単純労働者政策に対 する姿勢は、現在においても、①専門的・技術 的分野の労働者の受け入れは積極的に推進する もの、②いわゆる単純労働者の受け入れは十分 慎重に対応することが不可欠であるとする。し かし、地球規模のグローバル化が進むなかで、 人(労働者)の移動も国家や地域間の経済格差 を背景に広がっている。とくに少子高齢化社会 に直面している日本は外国人労働者を受け入れ ていかなければならないであろう。さまざまな 文化を背景とした人々と共に生きていく、多文 化共生社会を築いていくことが不可欠である。 いつまでも外国人労働者に閉鎖的対応をしてい る日本政府の対応は、抜本的に改めなければな らないときに直面しているといえる、としてい る [岡田・呉 2013: 172-173]。安藤幸一も岡田 と同じように受け入れに賛成している [安藤 2010: 79]。

一方, 駒井洋は次のように反対説を述べている。低賃金の外国人労働者の大量導入は, 日本社会の底辺階級となる可能性が高く, 現在の劣悪な労働状況を拡大再生産されることになるであろう。従って, 低賃金の労働力の大量導入は政策としての現実性を持っていない [駒井2006:37]。

そして, その間の慎重説を中本博晧は, 外国 人労働者の受け入れのプラスとマイナスを挙 げ、次のように述べている。①低賃金の外国人 労働者に依存することは、その国の国際競争力 を低下させ、技術革新投資に遅れが生じて、産 業構造の再編にも影響が現れる。②外国人労働 者の定住化によって生じる社会的コストの増大 が、 生産性の高い産業分野に従事する受け入れ 側の自国労働者の負担を大きくせざるを得ない という不安は、むしろ高まるのではないか。③ 少子高齢化が今まで以上に進むと, 建設産業等 の作業現場要員、IT部門、看護・介護・医療 などの福祉の分野で著しい労働力不足に見舞わ れる。これらの分野では、外国人労働者に広く 門戸が開かれることで、外国人労働者が大幅に 増えると予想される。このように、わが国の経 済社会と国民生活にも単純労働者の受け入れ は、色々な意味で影響を及ぼすと考えられるの で、十分議論を深めて慎重に対応することが求 められるとしている「中本 2009: 33-34]。

いずれ来る外国人労働者の受け入れには、無 防備に入国許可するのではなく、経済的・法 的・社会側面に配慮した総合的施策を早急に検 討していかねばならない。特に、長期在留者の 受け入れが本格化するようになれば、多文化社 会の構築に向けて社会システムつくりが必要に なると考える。

## 第3節 NGO支援の期待

JFC問題は、主に先にのべたように親に遺棄されたとの心の傷、日本人父親からの養育費送金が無いことによる貧しさ、日本で正規の婚姻届・出生届を出さないことから起きる非認知・無国籍問題である。JFCの多くはフィリピン国籍で、母子家庭あるいは母親の家族と生活している。両親の結婚・離婚・移動や、母親が子どもを祖母に預け再来日するなど、不安定な生活は子どもに精神的苦痛を与えている[西口2005:182]。

これらの問題解決を支援しようと、フィリピンと日本の両国で支援団体が活躍している。

### 第1項 日比NGO(民間市民団体)

フィリピン・マニラ市に「BATIS」(BATIS Center for Women (1988年設立) [BATIS HP 2013. 11.27現在],「DAWN」(Development Action for Women Network (1996年設立), [DAWN HP 2013. 11.27現在], [MALIGAYA HOUSE」(1998年設立) [JFC Multisectoral Networking Project HP 2013.11.27現在] などがあり,父親捜し,子どもの認知や養育費獲得などの法的支援,相談活動,健康管理,教育と財政に関わる支援,フィリピン女性自立のための職業訓練などを行ってい

る。また日本でも「国際子ども権利センター」(大阪)、「JFCを支えるネットワーク(東京)[JFCネットワーク HP 2013.11.27現在]、「アジア女性自立プロジェクト」(神戸)、「コムスタカ」(熊本)などが広報活動、交流活動、資金協力活動、学習・調査活動、電話相談、ネットワーク活動、JFC弁護団と連携して父親探し、認知・養育費の支払い、国籍取得などを求める法的支援、養育支援・奨学金制度、母親に対する生活自立支援のほか、日本政府に対するロビー活動も行っている[森木1998:60-61]。

#### 第2項 「JFC弁護団」の活動

この弁護団は1993年ボランティア団体として 結成され、日本人父親探し、認知承諾、JFCに 養育費送金するまでの法的支援を行っている。 フィリピンに住むJFC母子が、日本に渡り裁判 のため滞在して、高い弁護士費用を払える経 済的余裕はない。そのため、NGO支援団体と 連携してJFCの支援を行っている [伊藤 1998: 54]。

先ず,ここで問題原因となる「法的無知による日本人男性の誤解」について,松井やよりは次のように述べている。

フィリピン方式の結婚は、フィリピンの法律の定める手続きに従い、結婚契約が公証され結婚証明書が作成される(フィリピン家族法第6条)。日本の法律上でも有効である(日本の法令第13条2項)、一旦成立したこの結婚は、報告的に当事者の一方が戸籍に届け出て登載すればよい。日本方式の結婚は、夫と妻の双方が届けることによって成立する(民法第739条)。しかし、日本の男性の多くは、フィリピン方式の結婚は、自分が戸籍に届けない限り戸籍に載ら

ないので、日本では有効ではないとの誤解がある。つまり正式な結婚とは認められないとの思い込みがある。これが、フィリピン母子をないがしろにする大きな原因となっている。妻の側から結婚を戸籍に載せられて初めて重婚ということの重大さに思い至る「松井 1998: 30〕。

また、よくある問題として日本人夫とフィリピン人妻との間で起こる送金の金銭トラブルがあり、それからの破たんのケースが多い。「所得水準の低い発展途上国だから、少額送金でよいのでは」との考えや、日本にいるフィリピン人妻も祖国へ送金する習慣(家族中心的価値観)は結婚しても変わらないため、トラブルの原因となる。フィリピン人女性は常に家族や親戚に高い価値観を置く傾向が強い。海外在住フィリピン人女性の場合、こうした価値観はフィリピンの家族、親戚への定期的送金に反映される [佐竹 2011: 179, 184; M・R・ピケローバレスカス 2003: 344; 岡田・呉 2013: 161; 高畑2003: 266]。

このようなことから、日本人夫も、いくら送っても満足しないのは、フィリピン人妻側の拡大家族をも養うことになっているのではないかという疑問が起こり、送金停止に繋がるのではと推察される。その文化的習慣も考慮に入れないと解決の道は困難であろう。

そして言うまでもないが、日本でJFCがフィリピン人母親と暮らすのであれば、当然日本と同額の養育費が必要である。

父親を捜し出し、経済的支援などで、JFCの 生活改善、精神的安定を図ることが緊急の課題 である。

## 第4章 解決への提言

#### 第1節 NGOからの提言

解決への提言としてIFCの民間支援団体の松 井やよりも伊藤里枝子も現場からの声として. 同じ提言をしている。①興行ビザという特殊な 査証制度の廃止。②フィリピン政府と協力し、 早急なフィリピン全土におけるJFCの実態調 査。 ③日本国籍を喪失したJFCの婚内子を戸 籍に登録のための、戸籍法の改正。④在マニラ の日本大使館業務において, 日本人男性とフィ リピン人女性との結婚のための婚姻要件具備証 明書の発給を行う際、結婚の日本への報告的届 出、子どもの出生届の方法、書類の交付も含め ての適切なアドバイス。⑤日本政府はフィリピ ンの母子が、日本人の父親と面会交渉を円滑に 行えるよう、母子の申請に応じて、日本訪問の 迅速な杳証発給。⑥日本政府は父親の援護がな い母子救済のため、母子を支援するNGOに対 してのODAを含む経済的支援の実施。⑦日本 においてフィリピンに暮らす母子を支援する 民間基金の設置, である [伊藤 1998: 56; 松井 1998: 56-57]

#### 第2節 新たな可能性

多くのフィリピン人女性は、「自立して子どもと一緒に日本で生活したい(在留資格,親権, 生活自立)」と希望している。安定した職業の 確保が必要である。

日本政府が指導者をフィリピンに送り、看護師・介護士の育成支援を提言する。日比経済提携協定は平成18年9月9日に日比両国首脳により署名され、国会(平成18年12月6日)及びフィリピン上院(平成20年10月8日)の承認を

得て、平成20年12月11日に発効した。

しかし、看護師・介護福祉士候補者<sup>(8)</sup> の現在 の受け入れ制度の問題点を、安藤幸一は次のよ うに挙げている。①外国人看護師・介護士候補 者は、現場で働きながら日本語による国家資格 試験の勉強をし、滞在上限期間看護師3年間、 介護士4年間の間に難解なこの資格試験に合格 しなければ帰国を余儀なくされる。②受け入れ 先の医療機関や福祉施設では、渡航費、給与 (同職の日本人と同等の賃金)、その他諸費用を 負担し、数年後、仕事になれたところで帰国と 言うことになれば、それ以後の受け入れに消極 的にならざるを得ないとしている[安藤 2010: 78-79]。

それならば、日本から専門家をフィリピンに派遣し、希望者を養成すればよい。来日する前に対策・指導してから来日受験すれば合格の可能性はひろがる。たとえ、日本でなくとも、資格があれば安定し、アジアで唯一の人口増加国のフィリピン人女性は、少子高齢化の進むアジア近隣諸国<sup>(9)</sup> での自立した生活も可能である。日本から中国へ介護ノウハウの輸出も最近始まった[日本経済新聞2013.10.20朝刊、25朝刊]。クリスチャンが多く、もともと高齢者を大事にする国柄で適性と思われる。

日本人との間に生まれた日比国際児の問題を 長年避け続けてきた一方で、今、日本の介護は その当事国のフィリピン人に頼るようになって いるという矛盾がある。そのためにも、日本が JFCの母子のために具体的な支援策を考えるべ き時が来ていると考える。

### おわりに

IFCは未だ正確な数さえ特定できていない。

日比政府が「興行」ビザを発行し、エンターテイナーの入国がこのまま続けば、将来この問題 はますます深刻化するであろう。

JFCは、国の国際化と大人達が抱える様々な事情によって誕生した。子どもはどのような環境にあっても両親・社会から守られなければならない。そのような状況にあるJFCに、日本国籍を選択する権利を与える方法を考え実施することは、彼らの人生に重要な意味を持つ。日本人男性の父がフィリピン人の母だけに子育てを押し付けるのは無責任であり、父親探しを積極的に進める。フィリピン人母子の生活安定のため、フィリピン看護師、介護士養成支援し、少子高齢化の進む近隣アジアの諸国に派遣する等の方策が必要である。

国家間に経済格差があれば、反社会的勢力介在の可能性もある様々な手段を駆使して入国しようとするであろう。結果、JFCがこの先も生まれ続くことになる。

日本人男性の無責任さももちろんあるが、もともとの原因は日本が必要としているにもかかわらず「労働」ビザにより日本入国が許可されないからである。街に出れば、多くの外国人労働者を目にする今日では、多文化社会へ日本も間違いなく移行している。社会システムの準備が急がれる。それに伴い、日本で生まれる子どもたちも安心して日本の保護を受けられるように国籍の血統主義から生地主義へ、または重国籍制度への移行も視野に入れる必要がある。どういう状況で出生しようと、子どもに責任はない。安心して生活が出来、将来の夢を持ち、そして叶えることのできる、そのような多文化社会に向かうグローバル時代の日本であるべきと考える。

〔投稿受理日2013.12.21 /掲載決定日2014.1.23〕

注

- (1) 1985年に山形県で始まり、東北地方に広まった [岡田・呉 2013:173]。
- (2) 在留資格には入管法第2条の2に基づいた27の 分類(外交,公用,教授,芸術,宗教,報道,投資・ 経営,法律・会計業務,医療,研究,教育,技術, 人文知識・国際業務,企業内転勤,興行,技能, 文化活動,短期滞在,留学,就学,研修,家族滞在, 特定活動,永住者,日本人の配偶者等,永住者の 配偶者等,定住者)がある。
- (3) それ以前も「興行」ビザによる入国者は多かったが、アメリカ国務省が2004年6月、人身売買報告書で日本を監視対象国に指定したことから、政府は2004年12月に「人身取引対策行動計画」を策定、興行ビザによる入国を制限した。2005年3月の法務省令改正で「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」の規定を削除し、①その従事しようとする活動について「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと」、②「2年以上の外国における経験を有すること」と興行資格条件を改正した。その結果、興行ビザによる入国者は減少し、2005年6月のアメリカ国務省報告書より日本は監視対象から除外となっている。
- (4) 「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的門地により、政治的、経済的 又は社会的関係において、差別されない」。

2008年12月31日まで本条による国籍取得は、父の認知に加え、父母は婚姻をも要件としていた。このことについて、出生後に父母が法律婚をして婚姻準正された子には日本国籍が認められることと比較して、準正を受けない子が日本国籍を取得出来ないのは法の下の平等に反するとして、裁判で争われたが、2008年6月4日最高裁判所大法廷は本規定が憲法第14条に違反するとして、日本国籍を認めなかった二審判決を破棄し、準正を受けない子の日本国籍を認めた。

(5) フィリピン人らしい母親が長野県の病院で出産したが、出生届をしないまま行方不明になった。原告は国籍確認請求訴訟を提訴、最高裁判決「(国籍)法2条3号いう『父母がともに知れないとき』により、日本国籍取得。最高裁判決、平成7年1月27日、最高裁判所民事判例集49巻1号56頁』[安

孫子 2010: 228-229; 奥田 1997: 43]。

- (6) シンガポール一人当たりGDPはアジア第1位52,051.81 USドル、日本第2位46,706.72 USドル、フィリピン16位2,611.50 USドル(2013.10月版)[国際通貨基金HP 2013.12.6現在]。
- (7) シンガポール: 1ヵ月住み込みで日本円換算5万円弱,日本:1ヵ月通いで24万円。(上原陽子 シンガポールにて対面インタビュー 2013.11.20)。
- (8) 経済連携協定 (EPA) に基づくフィリピン及び インドネシアの看護師・介護福祉士は「特定活動」 の対象に含まれる [早川 2011: 98]。労働市場への 影響を避けるため、受け入れ最大人数を設定 (平成25年度は看護200人、介護300人) [厚生労働省 HP 2013.12.5現在]。
- (9) 国連によれば、2020年には65歳以上の高齢者は アジアで4億人を超える(日本経済新聞2013.10.25 朝刊)。

#### 参考文献

朝日新聞 2013.8.20 朝刊。

- 安孫子理良 2010「無国籍」東京弁護士会外国人の権 利に関する委員会(編)『外国人の法律相談』学陽 書房。
- 安藤幸一 2010「外国人看護師・介護福祉士」多文化 共生キーワード事典編集委員会(編)『多文化共生 キーワード事典(改定版)』明石書店。
- 伊藤里枝子 1998「人として生きるために―JFC問題 とマリガヤハウス」『月刊社会民主520号』社会民 主党全国連合機関紙宣伝局。
- 上原陽子 シンガポールにて対面インタビュー 2013.11.20 。
- NHK「人身取引はなくせるか?」「クローズアップ 現代」2006.8.21放映。
- 岡田節子・呉栽喜 2013「日本における結婚移住女性 とその家族に対する政策」尹靖水・近藤理恵『グ ローバル時代における結婚移住女性とその家族の 国際比較研究』学術出版会。
- 小ヶ谷千穂 2003「フィリピンの海外雇用政策―その 推移と「海外労働者の女性化」を中心に」小井土 彰宏(編著)『移民政策の国際比較』明石書店。
- 奥田安弘 1997「人権としての国籍」日本弁護士連合 会編集委員会(編)『定住化時代の外国人の人権』 明石書店。
- 奥脇直也・小寺 彰 2013『国際条約集2013年版』有

斐閣。

#### 外務省 HP(2013.12.8現在)

(http://www.mpfa.go.jp/mofai/area/philippines/data.

- 柏崎千佳子 2002 「国籍のあり方―文化的多様性の承認に向けて」近藤敦(編著) 『外国人の法的地位と 人権擁護』 明石書店。
- 喜多明人 2004「子ども」上田正昭(編)『国際化の 中の人権問題』明石書店。
- 北村広美・田村太郎 2010「在留資格」多文化共生 キーワード事典編集委員会編『多文化共生キー ワード事典(改定版)』明石書店。
- 軍司貞則 1991『日本人の忘れもの―愛されない日比 混血児たち』文藝春秋。
- 現代憲法教育研究会(編)2010『憲法とそれぞれの 人権』法律文化社。

### 厚生労働省HP(2013.12.5現在)

(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii10/) (http://www.mhlw.go.jp/bunnya/koyou/other07/)。

- 国際通貨基金 (IMF) HP (2013.12.6現在)
  - 『World Economic Outlook Database 2013年10月版』 (http://www.imf.org/external/data.htm)。
- 駒井洋 2006 『グローバル化時代の日本型多文化共生 社会』明石書店。
- 近藤敦 2002「人権・市民権・国籍」近藤敦(編著) 『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店。
- 近藤敦 2011「多文化共生政策とは何か」近藤敦 (編) 『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店。
- 在フィリピン日本国大使館 HP (2013.12.8現在)

(http://www.ph.emb-japan.go/visiting/index\_j.htm) o

- 佐竹眞明(訳)2011「フィリピン男性と日本女性との異文化交流」リディア・N・ユー・ホセ『フィリピンと日本の戦後関係―歴史認識・文化交流・国際結婚』明石書店。
- JFC ネットワーク (2013.11.27現在)

(http://park.org/Japan/Kyushu/theme/CyberAid/ca/jfc. html) o

JFC Multisectoral Networking Project(2013.11.27現在) MALIGAYA HOUSE

(http://jfcmultisectoral networkingproject.org/index. php/ja/maligaya-house)  $_{\circ}$ 

城忠彰 1999「人権保障問題としての日比国際児問題」 城忠彰・堤かなめ(編)『はざまに生きる子どもた

- ち一日比国際児問題の解決にむけて』法律文化社。 DAWN (Development Action for Women Network) HP (2013.11.27現在)
  - (http://primer.ph/cms/schives/column/2010/01/278180441.html)
- 高畑幸 2003「国際結婚と家族」石井由香(編著)『移 民の居住と生活』明石書店。
- 武田丈(編著) 2005『フィリピン女性エンターティナーのライフストリー―エンパワーメントとその 支援』関西学院大学出版会。
- 中島真一郎 2013「コラム―非営利組織の活動」尹靖 水・近藤理恵『グローバル時代における結婚移住 女性とその家族の国際比較研究』学術出版会。
- 中本博皓 2009「人口減少社会と移民(外国人労働者) 受け入れ」川村千鶴子・近藤敦・中本博皓『移民 政策へのアプローチ―ライフサイクルと多文化共 生』明石書店。
- 西口理沙 2005「揺らぐ母子関係のなかで―フィリピン人の子どもの生きる環境と就学問題」宮島喬・太田晴雄『外国人の子どもと日本の教育―不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会。
- 日本経済新聞 2013.10.20 (朝刊) 10.25 (朝刊)
- 橋本直子 2009「新日系フィリピン人(JFC)の現状」 移民政策学会資料(2009.12.12 関西学院大学)。
- バティスセンター 1998「フィリピンの出稼ぎ労働者 とJFC」国際子ども権利センター(編)『日比国際 児の人権と日本―未来は変えられる』明石書店。
- BATIS HP (2013.11.27現在)
  - (http://www.geocities.jp/batis2009/) o
- 浜田進士 1998「南と北を結ぶJFC問題」国際子ども 権利センター(編)『日比国際児の人権と日本―未 来は変えられる』明石書店。
- 浜田進士・もりきかずみ・大枝明 2001「日本社会と アジアの子ども」荒牧重人(編)『アジアの子ども と日本』明石書店。
- 早川智津子 2011「外国人労働者をめぐる法政策」近 藤敦(編著)『多文化共生政策へのアプローチ』明 石書店。
- 法務省 HP (2013.11.29現在)
  - (http://www.moj.go.jp/MINJI/kokusekiho.html) o
- 法務省入国管理局HP(2013.12.16現在)
  - (http://www.immi-moji.go.jp/zinsin/z\_main.html) o
- 松井やより(編)1998『日本のお父さんに会いたい 一日比混血児は今』岩波書店。

- M.R. ピケローバレスカス 2003「フィリピン人―内部 からの貢献」駒井洋『多文化社会への道』明石書 店。
- 森木和美 1998「JFCの母親たちの自立を支援―神戸 の女性たちがマニラでプロジェクト」『女たちの21 世紀 No.15』 アジア女性資料センター。
- 山内敏弘 2003『人権・主権・平和―生命権からの憲法的省察』日本評論社。
- 山田鐐一・黒木忠正 2010『よくわかる入管法 第2 版』有斐閣。
- 渡戸一郎 2004「新来外国人」上田正昭『国際化の中 の人権問題第4版』明石書店。